

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 5     | 介護保険関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和5年12月29日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 介護保険関係事務   |
| ②事務の概要                   | 介護保険関係事務とは、介護保険法及び旭川市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する事務を行う。  |
| ③システムの名称                 | GPRIME介護保険システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 介護保険関係情報ファイル             |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)・第9条第1項(利用範囲)別表第一の68の項<br>2 番号法別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの<br>3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 94, 95, 117の項)<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項(93, 94の項)<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 旭川市福祉保険部介護保険課  |
| ②所属長の役職名                 | 介護保険課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階)<br>旭川市 市民生活部 地域活動推進課<br>0166-25-9101   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎2階)<br>旭川市 福祉保険部 介護保険課<br>0166-25-6485   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                  |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                       |  |                               |  |
|---|--|-------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]  |  |                               | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                      |  |                               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                      | <input type="checkbox"/> 特に力を入れている       |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている           |  |                               |  |
| 3. 特定個人情報の使用  |  |                               |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                     | <input type="checkbox"/> 特に力を入れている       |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている           |  |                               |  |
| [ 委託しない ]   |  |                               |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                   | <input type="checkbox"/> 特に力を入れている       |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている           |  |                               |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ] 提供・移転しない |  |                               |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                    | <input type="checkbox"/>                 |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている           |  |                               |  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)         |  |                               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                      | <input type="checkbox"/>                 |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている           |  |                               |  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                       | <input type="checkbox"/> 特に力を入れている       |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている           |  |                               |  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |  |                               |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                 | <input type="checkbox"/> 特に力を入れている       |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている           |  |                               |  |
| 8. 監査   |  |                               |  |
| 実施の有無   | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 | <input type="checkbox"/> 内部監査 | <input type="checkbox"/> 外部監査  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |  |                               |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている    |                               |  |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない     |  |                               |  |

## 変更箇所